

旅行条件 お申込みのご案内

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、九州旅客鉄道株式会社（福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号観光庁長官登録旅行業965号）（以下「当社」といいます。）が企画・募集し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、取引条件説明書面（重要事項）のページとこのページに記載された内容、本旅行出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）及び当社旅行業約款募集型企画旅行の部によります。
- (3) 当社は、お客さまが、当社が定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下旅行サービスといいます。）の提供を受けられるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申込みと旅行契約の成立

- (1) ①当社、②旅行業法で規定された「受託営業所」（以下①②を併せて「当社ら」といいます。）にて当社所定の旅行申込書（以下「旅行申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、下記のお申込金または旅行代金の全額を添えてお申込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。また本項(3)に定めた旅行契約成立前に、お客さまがお申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

【お申込金（お一人様）】旅行代金の20%

- (2) 旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。但し、通信契約による旅行の契約成立は、第15項の定めによります。
- (3) 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約お申込み時にお申し付けください。当社は可能な範囲でこれに応じます。
- (4) 本項(4)の申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は、お客さまの負担とします。

3. 申込条件及び契約の拒否

- (1) 当商品へのお申込みは中学生以上のお客さまに限らせていただきます。尚、年齢、その他の条件が当社の指定する条件を満たさない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (2) 20歳未満の方単独でご参加の場合は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で12歳以上15歳未満の中学生のお客さまは保護者の同行を条件とさせてい

ただく場合があります。

- (3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギーその他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (4) 前号のお申し出を受けた場合、当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これらに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (5) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。その際、お申し出の時期によっては、通常の取消料が必要となります。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- (6) お客さまのご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- (7) お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (8) お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるときは、ご参加をお断りいたします。
- (9) お客さまが、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったときは、ご参加をお断りすることがあります。
- (10) お客さまが、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったときは、ご参加をお断りすることがあります。
- (11) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面及び確定書面（最終旅行日程表）

- (1) 当社らは第2項(3)に定める契約の成立後速やかに、お客さまに旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面において旅行日程または重要な運送・宿泊機関の名称が確定され

ない場合には、利用予定の宿泊機関及び重要な運行期間の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降のお申込みに関しては旅行開始日）までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます）をお渡しいたします。

- (3) 第2項(3)に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当社らは手配状況についてご説明いたします。
- (4) 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載するところによります。ただし、本項(2)の確定書面（最終旅行日程表）を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。

5. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事料金、飲料代金（一部有料）、観光料金（入場・拝観・ガイド等）及び消費税等諸税。
- (2) パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。
なお、上記(1)・(2)についてお客さまのご都合により、一部利用されなくても払戻しはございません。

6. 旅行代金に含まれないもの

第5項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) クリーニング、電報電話料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (2) 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客さま負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費
- (3) お客さま自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金（入場料金、食事料金、交通費等）
- (4) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

7. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、感染症の拡大、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します

8. お客さまの交代

- (1) お客さまは、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ、当社に提出していただきます。この際、交代に要する手数料として 10,000 円をいただきます。但し、1 室ご利用のお客さま全員が交替となる場合は取消扱いとなります。また、出発後のご参加者の途中交代はできません。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があったときに効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客さまの当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

9. お客さまによる旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

- ① お客さまは、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客さまが当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出された時を基準とします。

表) 取消料

旅行契約の解除期日	取消料
●旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	宿泊付旅行
① 21 日目にあたる日以前の解除	無料
② 20 日目にあたる日以降の解除 (③～⑦を除く)	旅行代金の 20%
③ 7 日目にあたる日以降の解除 (④～⑦を除く)	旅行代金の 30%
④ 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
⑤ 旅行開始当日の解除	旅行代金の 50%
⑥ 無連絡不参加	旅行代金の 100%
⑦ 旅行開始後の解除	旅行代金の 100%

注(一) 取消料の金額は契約書面にて明記します。

(二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは特別保証規定第三条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

※特別保証規定第三条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

ア. 添乗員、当社の使用人または代理人が受付を行う場合は、その受付完了時

- ② お客さまは次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

ア. 第7項に基づき、契約内容が変更されたとき。ただしその変更が第14項の表左

欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。

- イ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
 - ウ. 当社がお客さまに対し、第4項の定める期間までに確定書面（最終旅行日程表）をお渡ししなかったとき。
 - エ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- ③ 当社らは、本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客さまからは1室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきます。
- ④ 当社らは本項(1)の②により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。

(2) 旅行開始後

- ① 旅行開始後において、お客さまのご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客さまの権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- ② お客さまの責に帰さない事由により最終日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客さまは取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客さまが当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限り）を差し引いたものをお客さまに払い戻します。

10. 当社による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

- ① 当社は、次に掲げる場合において、お客さまに理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - ア. お客さまが、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - イ. お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - ウ. お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐

れがあると認められるとき。

- エ. お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - オ. お客さまの人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客さまに通知します。
 - カ. 天災地変、戦乱、暴動、感染症の拡大、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与しえない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
 - キ. お客さまが第 3 項 (7) から (11) までのいずれかに該当することが判明したとき。
- ② 当社が、本項 (1) ① のア、イ、ウ、エ、キの規定によって旅行開始前に旅行契約を解除したときは、その解除日より通常の取消料が必要となります。

(2) 旅行開始後

- ① 当社は、次に掲げる場合において旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
 - ア. お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - イ. お客さまが旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に違背したとき、またこれらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ウ. お客さまが第 3 項 (7) から (11) までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - エ. 天災地変、戦乱、暴動、感染症の拡大、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与しえない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- ② 当社が本項 (2) の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客さまとの間の契約関係は将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客さまがすでに提供を受けた旅行サービスに関する当社の責務については、有効な弁済がなされたものとし、また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客さまがいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客さまに払い戻します。
- ③ 当社は、本項 (2) ① のア、ウ、エの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客さまのご依頼に応じてお客さまのご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

1 1. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) 例えば、お客さまが次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - ① 天災地変、戦乱、暴動、感染症の拡大又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ② 運送・宿泊機関等の自己もしくは火災により発生する損害
 - ③ 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ④ 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ⑤ 自由行動中の事故
 - ⑥ 食中毒
 - ⑦ 盗難
 - ⑧ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- (3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客さまお1人につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

1 2. お客さまの責任

- (1) お客さまの故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客さまが当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客さまから損害の賠償を申し受けません。
- (2) お客さまは、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客さまの権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客さまは旅行開始後に契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

1 3. 特別補償

- (1) 当社は第11項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款

(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規定により、お客さまが募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡保証金として1,500万円、入院見舞金として入院回数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個または一対については、10万円を限度とします。

- (2) 当社が第11項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部または全部に充当します。
- (3) 当社の募集型企画旅行参加中のお客さまを対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行(オプションツアー)のうち、当社が主催するものについては、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- (4) 但し、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨を明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (5) お客さまが募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客さまの故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登坂、ボブスレー、リュージュ、ハンググライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (6) 当社は、旅行者または死亡保証金を受け取るべきものが次各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合は、補償金等を支払わない場合があります。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

ア. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ. その他反社会的勢力と非難されるべき関係を有していると認められること。

14. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客さまに支払います。ただし、当該変更について、当社に第12項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らか

かである場合には、この限りではありません。

① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変

イ. 戦乱、暴動

ウ. 感染症の拡大

エ. 官公署の命令

オ. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等のサービス提供の中止

カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ. お客さまの生命又は身体の安全確保のため必要な措置

② 第 10、11 項での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

③ 確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合、当社は変更補償金を支払いません。

(2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客さま 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき、旅行代金に 15% を乗じた額をもって限度とします。またお客さま 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

(3) 当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 11 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客さまは当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客さまが返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

(4) 当社は、お客さまが同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

〈変更補償金の表〉

変更補償金の支払いが必要となる変更		一件あたりの率 (%)	
		旅行開始前	旅行開始後
1	契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2	契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0

3	契約書面に記載した運送機関の投球又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りま す)	1.0	2.0
4	契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5	契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6	契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8	前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1：「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客さまに通知をした場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客さまに通知した場合をいいます。

注2：確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3：第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4：第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5：第4号又は第6号もしくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。

注6：第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号によります。

15. 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客さまとの旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金のお支払を受けること」を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他通信手段」による旅行のお申込を受ける場合があります。（以下「通信契約」といいます。）

(1) 通信契約についても当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部に準拠いたします。

(2) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支

払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

- (3) 通信契約の申込みに際し、会員は、申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」「出発日」「会員番号」「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。
- (4) 通信契約による旅行契約は、当社が契約を承認する旨の通知がお客さまに到達したときに成立するものとします。
- (5) 通信契約を締結しようとする場合にあつて、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただく場合があります。なおその際、その解除日より第9項に掲示の取消料を申し受けます。但し、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金をお支払いいただいた場合はこの限りではありません。
- (6) 当社らは、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
- (7) 携帯情報端末ならびにインターネット等の IT 関連情報通信技術を利用して旅行申込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
- (8) 会員の通信機器に本項(7)に係わる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社を使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

16. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社らは、旅行の申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客さまとの間の連絡のために利用させていただくほか、お客さまがお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当社および販売店では、(1)会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 (2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い (3)アンケートのお願い (4)特典サービスの提供 (5)統計資料の作成に、お客さまの個人情報を利用させていただくことがあります。

- (2) 当社は、当社が保有するお客さまの個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客さまへのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業、関係施設との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業、関係施設は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、

ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。
なお、当社グループ企業の名称及び各企業における個人情報取扱管理者の氏名については、当社のホームページ (<http://www.jrkyushu.co.jp>) をご参照ください。

- (3) 当社は旅行先でのお客さまのお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客さまの個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客さまの氏名及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法などで送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、該当するパンフレットに記載する旅行申込窓口宛に出発の 10 日前までにお申し出ください。(注：10 日前が休業日(水・日・祝日および年末年始)の場合はその前日までにお申し出ください。)

17. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費などがかかることがあります。又、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客さまご自身で国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

18. ご旅行条件の基準

この旅行条件は 2020 年 4 月 1 日を基準としています。

ご旅行代金算出の基準日は、各パンフレットに記載しています。